

環境保全プラン（イベント共済）は、「**多面的機能支払交付金**」事業に基づく活動組織、広域活動組織および**特定事業実施者の構成員**が、農地維持活動・資源向上活動に参加した際のケガや賠償事故を保障する仕組みです。

傷害保障（イベント傷害共済）と賠償保障（イベント賠償責任共済）のセットでのご加入により、安心の幅が広がります。

環境保全プラン (イベント共済)

傷害保障

(イベント傷害共済)

活動組織、広域活動組織および特定事業実施者の構成員が農地維持活動・資源向上活動に参加中、ケガをされた場合に共済金をお支払いする仕組みです。

賠償保障

(イベント賠償責任共済)

活動組織、広域活動組織および特定事業実施者の構成員が農地維持活動・資源向上活動に参加中、他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまったことにより、損害賠償責任を負担する場合に共済金をお支払いする仕組みです。

※傷害保障（イベント傷害共済）、賠償保障（イベント賠償責任共済）は、それぞれ単独でご加入いただくこともできます。

※お支払いする共済金の内容につきましては、7～8ページをご参照ください。

※傷害保障（イベント傷害共済）につきましては、活動1日あたりの平均参加者数が10名以上とならない場合には、ご契約いただけません。

- **1年間の活動をまとめて契約！**

年間の活動をまとめて保障し、活動毎にご契約していただく必要はありませんので、契約手続き漏れによる未保障状態を防ぐことができます。

- **活動計画変更時の手続きが簡単！**

ご契約期間（共済期間）の途中で、活動日の追加・変更等があってもその都度通知していただく必要はありません。ご契約期間満了後にまとめて通知いただければ結構です。また、共済掛金もご契約期間満了後にご契約時の共済掛金との差額を精算します。

- **共済金の迅速なお支払いが可能！**

ケガで入院・通院された場合、ケガの部位・症状に応じて共済金の額が決まりますので、スピーディーに共済金をお支払いできます。また、治療または施術を受けている期間中であっても共済金をお受取りになれますので、当座の費用にあてることができます。（傷害保障の場合）

- **交付金を共済掛金に充当可能！**

農地維持支払交付金・資源向上支払交付金を共済掛金に充当することができます。（活動組織・広域活動組織および特定事業実施者が市町村に申請する金銭出納簿において共済掛金（保険料）は「その他」費用等として算入できます。）

- **活動の内容・種類や参加者への日当等の支払いの有無による共済掛金の違いはありません！**

活動の内容・種類や参加者への日当等の支払いの有無による共済掛金の違いはなく、一律同じ共済掛金が適用されます。

1-3 お支払いの対象となる事故例

(環境保全プラン)

次のような事故がお支払いの対象となります。

【傷害保障】

- ・ 農道の点検中、転んで足を捻挫した。
- ・ 水路の草刈り作業中、カマで手を切った。
- ・ ため池の泥上げ作業中、転んで足を骨折した。

など

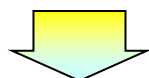
【賠償保障】

- ・ 農道の砂利の補充中、誤って砂利をはねさせてしまい、近くに駐車中の他人が所有している車にキズをつけた。
- ・ 事務局が設置・管理するテントが倒れ、通行人にケガをさせた。
- ・ 水路の草刈り作業中、カマで他の参加者にケガをさせた。

など



参加者数が増えればそれだけ目の届かない範囲が広がり、不意の事故が発生する可能性が高くなります。



本プランでは、参加者の活動中のケガや賠償事故を保障いたしますので、皆さんが安心して活動にご参加いただけます。

1-4 共済金をお支払いできない主な場合

(環境保全プラン)

次のようなケガ・損害には共済金をお支払いできません。詳しくはご契約のしおり・約款(「普通傷害共済約款」、「賠償責任共済約款」)をご確認ください。

【傷害保障】

- 被共済者の故意または重大な過失によるケガ
- 共済金受取人・共済契約者の故意または重大な過失によるケガ
- 被共済者の泥酔、精神障害、闘争、犯罪行為によるケガ
- 被共済者が次のいずれかに該当する間のケガ
 - ア) 法令に規定する運転資格を持たないで自動車等を運転している間
 - イ) 法令に規定する酒気帯び運転もしくはこれに相当する状態で自動車等を運転している間
 - ウ) 麻薬その他の薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- 医学的他覚所見のない外傷性頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)・腰痛

など

【賠償保障】

- 共済契約者・被共済者等の故意によって生じた損害
- 被共済者が損害賠償に関し第三者との間に特別の約定を締結している場合には、その約定によって加重された損害賠償責任を負担することによって被る損害
(例) 本来の法律上の賠償責任額は10万円にもかかわらず、示談金として15万円の支払いを約束した場合など。この場合、加重された部分(5万円)については共済金のお支払対象とはなりません。
- 被共済者※の同居の親族の生命または身体が害されたことによって、その被共済者が損害賠償責任を負担することによって被る損害
- 被共済者※またはその同居の親族が所有、使用または管理する財物が滅失、破損または汚損されたことによって、その被共済者がその財物について正当な権利を有する者に対して損害賠償責任を負担することによって被る損害
- 自動車、航空機または銃器(空気銃を除きます。)の所有、使用または管理によって生じた損害
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変もしくは暴動、騒じょうまたは労働争議によって生じた損害
- 洪水、高潮、地震、津波または噴火によって生じた損害

など

※ 被共済者が未成年者または責任無能力者の監督義務者である場合は、「被共済者が監督する未成年者または責任無能力者」と読みかえます。

＜ご注意＞上記のほか、懇親会、営農活動等、多面的機能支払交付金事業に基づく農地維持活動・資源向上活動に該当しない活動は、保障の対象とはなりません。また、活動組織、広域活動組織および特定事業実施者の構成員以外の方(農道補修等の作業を受託した業者等)の事故も、保障の対象とはなりません。

1-5 傷害保障の共済金の種類・内容・お支払額

(環境保全プラン)

種 類	内 容	お支払額
死亡共済金	災害にあわれた日以後その災害により 200 日以内に死亡されたとき	死亡共済金額の全額 (※) ※ 同一の災害により支払った後遺障害共済金がある場合は、その額を控除した残額をお支払いします。
後遺障害共済金	災害にあわれた日以後その災害により 200 日以内に身体に後遺障害が生じたとき	(後遺障害の程度に応じ) 死亡共済金額の 5%~100% の金額 (※) ※ 身体の同一部位における後遺障害共済金の支払割合は、共済期間を通じて 100% が限度となります。
部位・症状別治療共済金	災害にあわれた日以後その災害により 200 日以内に入院されたとき、または入院をされなかった場合で 5 日以上通院されたとき	部位・症状別治療共済金額×所定の倍率 (※) ※ 災害を受けた部位・症状に応じて「部位・症状別支払倍率表」に定める倍率 (5~120 倍) を部位・症状別治療共済金額に乘じた額をお支払いします。
	災害にあわれた日以後その災害により 200 日以内に入院をされなかった場合で 5 日未満の通院をされ、その治療または施術が完了したとき	部位・症状別治療共済金額の 2 倍の金額
重度後遺障害費用共済金	災害にあわれた日以後その災害により 200 日以内に所定の重度後遺障害の状態になられたとき (※) ※災害にあわれた日から 30 日以内に死亡された場合を除きます。	(重度後遺障害の程度に応じ) 死亡共済金額の 10% または 20% の金額

(注)「災害」とは、「急激かつ偶発的な外来の事故」によるものを行い、疾病または体質的な要因を有する被共済者が軽微な外因により発症し、またはその症状が悪化したときは、その軽微な外因は「急激かつ偶発的な外来の事故」にはあらず、共済金のお支払対象とはなりません。

●部位・症状別支払倍率表 (抜粋)

部 位	症 状				
	骨折または脱臼	打撲、擦過傷、挫傷または捻挫	熱 傷	欠損または切断	脊髄の損傷または断裂
頭 部	65	5	10	—	—
頸 部	80	5	10	—	120
手指を除く上肢	35	5	5	100	—
足指を除く下肢	65	5	5	100	—

「死亡共済金・後遺障害共済金・重度後遺障害費用共済金」のみをお支払いするご契約タイプもあります。詳しくは、JAへおたずねください。

1-6 賠償保障の共済金の種類・内容・お支払額

(環境保全プラン)

種 類	内 容	お支払額 ※
損害賠償金	被共済者が法律上負担する損害賠償金	被共済者が支払ったまたは支払うこととなった損害賠償の額
臨時費用	対人賠償損害が生じた場合に、生命または身体を害された者が死亡または20日以上入院したときに、被共済者が臨時に必要なとする費用	- 死亡したとき 10万円 20日以上入院したとき 2万円
緊急措置費用	賠償事故が生じ、被共済者がその事故による損害の発生または拡大の防止のための手段を講じた後、被共済者に損害賠償責任がないことが判明した場合に、被共済者が支出した緊急措置のための費用	- 被共済者が支出した応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置に要した費用の額 - 組合の同意を得た費用の額
損害防止費用・求償権保全行使費用	損害の発生または拡大の防止のために必要であった費用、損害賠償の権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用	費用の額
折衝または示談について支出した費用	対人賠償損害・対物賠償損害にかかる折衝または示談について、被共済者が支出した費用	組合の同意を得た費用の額
争訟費用等	対人賠償損害・対物賠償損害にかかる争訟について、被共済者が組合の書面による同意を得て支出した、または、支出することとなった弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停等のための費用	組合の同意を得た費用の額
判決による遅延損害金	対人賠償損害・対物賠償損害にかかる訴訟を行った場合に、その訴訟の判決によって負担する遅延損害金	判決によって負担する遅延損害金の額 (組合の同意を得て行った訴訟にかかるものに限りします。)

※損害賠償金、緊急措置費用、損害防止費用・求償権保全行使費用につきましては、共済金額を限度にその合計額をお支払いします。

また、被共済者が損害賠償金を支払うことによって代位取得するものがある場合は、その額を控除して共済金をお支払いします。

<免責金額について>

賠償保障（イベント賠償責任共済）については、1,000 円の免責金額（自己負担額）が設定されております。

1-7 ご契約例・お支払例

(環境保全プラン)

- ご契約期間：1年間
- ご契約方式：団体契約
- ご契約者：××地域資源保全会（活動組織）
- 被共済者（保障の対象となる方）：＜傷害保障＞活動組織の構成員で活動に参加している方
＜賠償保障＞活動組織の構成員で活動に参加している方
- 共済金額・共済掛金（平均参加者数 500 人未満の場合）

保障の種類	共済金額	共済掛金（活動1日・1人あたり）
傷害保障	死亡共済金額300万円／部位・症状別治療共済金額3,000円 ※1	24円 ※2
賠償保障	共済金額5,000万円 ※3	12円

（令和8年4月現在）

※1 傷害保障については、死亡共済金額300万円、部位・症状別治療共済金額3,000円を上限にご契約いただけます。

※2 傷害保障の共済掛金は、活動日1日あたりの平均参加者数によって定まります。

※3 賠償保障の共済金額は5,000万円のみの設定となります。

■ご契約時共済掛金例

傷害保障：共済掛金 24 円 × 活動1日あたり平均参加者数 50 人（※）
× 開催日数 25 日 = 30,000 円
賠償保障：共済掛金 12 円 × のべ人数 1,250 人 = 15,000 円
合 計：30,000 円 + 15,000 円 = **45,000 円**

※のべ参加予定人数 1,250 人 ÷ 活動予定日数 25 日 = 50 人／日

■活動予定

活動内容	活動予定日	参加予定人数
水路草刈り	5月上旬	55人
生き物調査	7月中旬	50人
ため池泥上げ	9月中旬	45人
⋮		
合計 25日		のべ 1,250人

※ ご契約時に年間活動計画書等をもとに申告いただきます。

■傷害保障のお支払例（部位・症状別治療共済金 3,000 円の場合）

- ①足を骨折して1か月入院した場合（部位：下肢、症状：骨折） お支払額 195,000円（=3,000円×65倍）
- ②頭を打って2日通院した場合（部位：頭部、症状：打撲） お支払額 6,000円（=3,000円×2倍）

1-8 共済掛金の精算について

(環境保全プラン)

環境保全プランにつきましては、ご契約時に活動参加予定人数に基づいた共済掛金を払込みいただき、ご契約期間（共済期間）満了後に、実際の参加人数に基づいて算出した共済掛金との差額を精算させていただきます。（下記および次ページをご参照願います。）

契約時

契約時に、年間活動計画書等をもとにご契約期間（共済期間）中に予定している活動の予定日・活動内容、参加予定人数等を申告いただき、それをもとに算出した共済掛金を払込みいただきます。

満了時

ご契約期間（共済期間）満了時に、ご契約期間中に実施した活動について活動日・活動内容・参加人数等を報告いただき、それをもとに確定共済掛金を算出し、契約時に受領した共済掛金との差額を精算いたします。

なお、その際、年間活動実績報告書（組合所定様式）とともに、開催日、参加人数等を証明できる書類の写しをご提出いただきます。

ご 契 約 時

●活動予定

活動内容	活動予定日	参加予定人数
水路草刈り	5月上旬	55人
生き物調査	7月中旬	50人
ため池泥上げ	9月中旬	45人
：		
	合計 25日	のべ 1,250人

●共済掛金（予定内容に基づいて算出）（注）

傷害保障：共済掛金 24 円 × 平均参加者数 50 人 × 開催日数 25 日 = 30,000 円

賠償保障：共済掛金 12 円 × のべ人数 1,250 人 = 15,000 円

合 計：30,000 円 + 15,000 円 = **45,000 円**

満 了 時

●実際の活動

活動内容	活動日	参加人数
水路草刈り	5/10	53人
生き物調査	7/15	48人
水路泥上げ（追加）	9/11	51人
ため池泥上げ	9/20	50人
：		
	合計 27日	のべ 1,350人

●確定共済掛金（実際の活動内容に基づいて算出）（注）

傷害保障：共済掛金 24 円 × 平均参加者数 50 人 × 開催日数 27 日 = 32,400 円

賠償保障：共済掛金 12 円 × のべ人数 1,350 人 = 16,200 円

合 計：32,400 円 + 16,200 円 = **48,600 円**

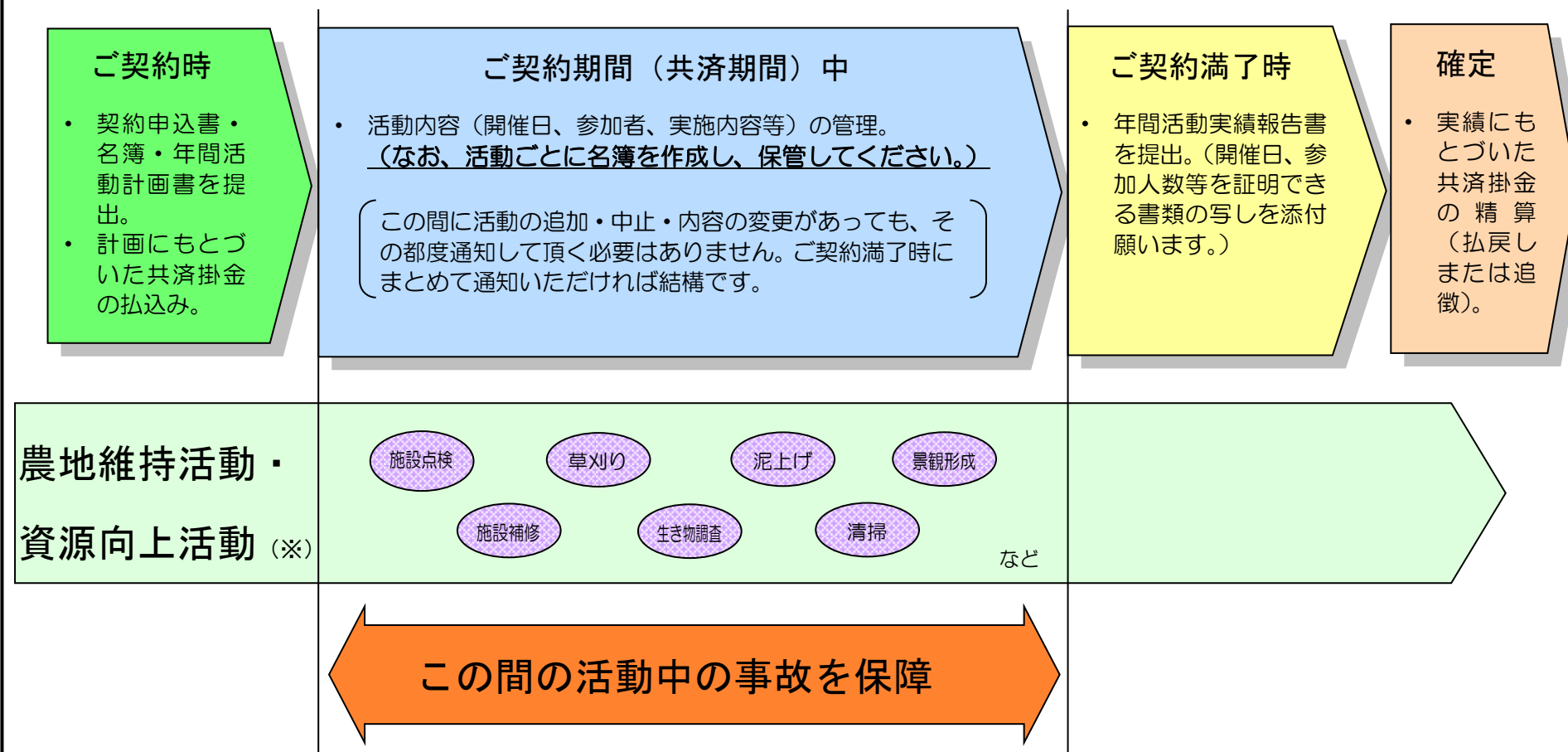
ご契約期間満了時に契約時の共済掛金と確定共済掛金の差額を精算

精算額 3,600 円 (=48,600 円 - 45,000 円)

（注）傷害保障は死亡共済金額 300 万円、部位・症状別治療共済金額 3,000 円、賠償保障は共済金額 5,000 万円として共済掛金を算定しています。

【ご契約にあたってのお願い】

環境保全プランをご契約いただく場合に、ご契約時からご契約満了に至るまで、ご契約者様に行っていただく事務手続きは以下の通りです。



※「農地維持活動・資源向上活動」の対象活動は『多面的機能支払交付金実施要綱』等の改定等により、変更となる場合もございます。

参考 複数の活動を実施している場合の共済掛金の内訳の算出方法（例）

農地維持活動と資源向上活動をともに実施している場合なども、1年間の活動をまとめてご契約いただくことができます。
その場合、活動単位の共済掛金の内訳は、各活動への参加人数に基づき、以下のように算出することができます。

◆ 内訳の計算方法

$$\text{共済掛金（注1）} \times \frac{\text{活動単位の合計参加者人数}}{\text{契約の合計参加者人数}}$$

（注1）追徴・払戻がある場合は、合算した共済掛金とする。

（注2）円未満は四捨五入し、最後に算出する活動単位の内訳は、共済掛金からそれまでに算出した活動単位の内訳を減算して算出する。

（注3）イベント傷害共済とイベント賠償責任共済は、それぞれ計算する。

◆ 計算例 共済掛金が100,000円の場合

活動の内容	開催月日	活動参加者人数	活動参加者人数の内訳	
			農地維持活動	資源向上活動
				共同 長寿命化
A	5 / 10	15	15	
B	6 / 12	55	50	5
C	7 / 20	80	75	5
A	12 / 30	110	100	10
合計	開催日数 4日	延べ 260人	240	20

農地維持活動・資源向上活動（共同にかかる内訳）

$$=100,000 \text{ 円} \times 240 \text{ 人} / 260 \text{ 人}$$

$$=92,307.6\cdots$$

$$=92,308 \text{ 円}$$

施設長寿命化にかかる内訳

$$=100,000 \text{ 円} - 92,308 \text{ 円}$$

$$=7,692 \text{ 円}$$

3 ご契約にあたっての留意事項

(留意事項)

● ご契約に際して

ご契約にあたっては、イベント共済につきましてはご契約のしおり・約款（「普通傷害共済約款」、「賠償責任共済約款」）、農作業中傷害共済につきましてはご契約のしおり・約款（「普通傷害共済約款」）・重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）を必ずご確認ください。また、申込書の記載内容に誤りがないかご確認ください。

● 自動継続条項について

営農プラン（農作業中傷害共済）につきましては、共済期間が1年の場合、ご契約者からこの共済を継続しない旨の意思表示がない限り、同一の共済金額・共済期間等で自動的にご契約が継続されます。この場合、以下の事項についてご注意ください。

- ① 共済掛金は、継続日（共済期間が満了する日）の属する月に払い込むことが原則となります。ただし、継続日の属する月の翌月初日から翌々月の継続日に応ずる日まで払込猶予期間が設定されており、その間に共済掛金を払い込むこともできます。なお、猶予期間満了日までに共済掛金が払い込まれない場合にはご契約は継続されません。
- ② ご契約者からのお申出により、ご契約を継続させないことができます。この場合、継続日の前日までにお申し出てください。
- ③ ご契約内容（共済金額等）を変更する場合には、原則として契約を継続させない「翌年度非継続」をお申し出いただいた後、新たにご契約のお申込を行う必要があります。
- ④ 継続後のご契約については、継続日における共済約款および共済掛金率が適用されます。

● 削減払いについて

環境保全プラン傷害保障（イベント傷害共済）・営農プラン（農作業中傷害共済）につきましては、次の災害によって異常に生じた死亡・入院等の場合、その異常発生が共済掛金の計算の基礎に影響を及ぼすときは、共済金の一部を削減することがあります。

- ① 戦争その他の変乱による災害
- ② 地震または噴火による災害
- ③ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。）または核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性による災害

● 取引時確認について

法令により、新規に共済に加入されるとき、解約返れい金のお支払いのときなどに、運転免許証などの所定の公的証明書により、氏名・住居および生年月日の本人特定事項ならびに事業の内容、取引を行う目的等を確認させていただく場合がありますので、ご理解のうえ、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

●環境保全プランのお見積例

ご契約いただく保障プラン：☐ 傷害保障 ☐ 賠償保障

ご契約形態（傷害）：団体契約

共済期間：令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

【傷害】死亡共済金額 万円 部位・症状別治療共済金額 円 【賠償】共済金額 5,000 万円

【傷 害】共済掛金 円 × のべ参加予定人数 名 = 円
※平均参加者数×開催日数

【賠 責】共済掛金 12 円 × のべ参加予定人数 名 = 円

【ご注意】環境保全プラン（傷害・賠償）につきましては、ご契約時にご契約期間（共済期間）
中に見込まれる参加人数を基に算出した共済掛金をいただき、ご契約期間満了時に実
際の参加人数に基づいて算出された共済掛金との差額を精算することとなります。

合 計 円

●営農プランのお見積例

ご契約形態：☐ 個人契約（1～9名） ☐ 記名式集団契約（10名以上）

共済期間：令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

死亡共済金額 万円 部位・症状別治療共済金額 円

【本人のみ保障タイプ】共済掛金 円 × 記名被共済者数 名 = 円

【家族保障タイプ】共済掛金 円 × 記名被共済者数 名 = 円

合 計 円

総 計 円